



桂川町 第4期  
障がい福祉計画

概要版

平成27年3月  
桂川町

# 計画策定の背景

桂川町においては、平成 19 年 3 月、平成 19 年度から平成 28 年度の 10 か年を計画期間とする『桂川町障害者福祉計画』を策定し、障がい者施策並びに障がい保健福祉施策についての計画的な推進を図ってきました。このうち、『障がい福祉計画』に該当する部分については、障害者総合支援法においても、3 年ごとの見直しが定められていることから、これまでの基本理念「互いに理解し 支え合い とともに生きる」を継承しつつ、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の一層の充実を図るとともに、児童福祉法に定める障がいのある子どもに対する支援についても計画的に推進するため、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 か年を計画期間とする『桂川町第 4 期障がい福祉計画』（以下、本計画）を策定しました。

# 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

障害者基本法に基づく『桂川町障害者計画』が桂川町における障がい者施策全般に関する基本計画であるのに対して、本計画は、障がい福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示す事業計画として位置づけられます。また、本計画では、障がいのある子どもを支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援についても盛り込むものとします。

本計画は、『桂川町障害者計画』をはじめとして、国や福岡県の関連計画を踏まえ、『第 5 次桂川町総合計画』を上位計画として、その他関連計画との整合性を持たせたものとします。

# 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間とします。なお、国の方針等に従い、計画期間中に見直しを行う可能性もあります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者計画	第 1 期計画					
		見直し				
障がい福祉計画	第 4 期計画（本計画）					
			見直し	第 5 期計画		

※本計画書では、障がいのある人の基本的人権を尊重し、心のバリアフリーを推進する観点から、原則として「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合については、そのまま「障害」と表記しています。

# 計画の基本的な視点

- 1 障がい特性に対する留意
- 2 一貫した相談・サービス提供体制の充実
- 3 地域生活・活動の充実
- 4 就労の場づくり

# 施策の体系

サービスの体系	サービスの種類	具体的なサービス・事業
障がい福祉サービス	1 訪問系サービス	①居宅介護（ホームヘルプ） ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援
	2 日中活動系サービス	①生活介護 ②自立訓練（機能訓練） ③自立訓練（生活訓練） ④就労移行支援 ⑤就労継続支援（A型） ⑥就労継続支援（B型） ⑦療養介護 ⑧短期入所（ショートステイ）
	3 居住系サービス	①共同生活援助（グループホーム） ②施設入所支援
	4 相談支援	①地域移行支援 ②地域定着支援 ③計画相談支援
地域生活支援事業	1 必須事業	①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業 ⑥意思疎通支援事業 ⑦日常生活用具給付等事業 ⑧手話奉仕員養成研修事業 ⑨移動支援事業 ⑩地域活動支援センター機能強化事業
	2 任意事業	①日常生活支援 ②社会参加支援 ③就業・就労支援
障がいのある子どもへの支援	1 通所支援	①児童発達支援 ②放課後等デイサービス ③保育所等訪問支援
	2 相談支援	①障害児相談支援

# 障がい福祉サービス

訪問系サービス	内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		実人数（/月）		
		時間分（/月）		
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	19 329	15 261	14 244
重度訪問介護	重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。	4 157	4 157	4 157
同行援護	視覚障がい者に、外出先で代筆、代読、移動、排泄、食事等の支援を行います。	0 0	0 0	0 0
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。	1 15	1 15	1 15
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	0 0	0 0	0 0

日中活動系サービス	内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		実人数（/月）		
		人日分（/月）		
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	55 1,179	56 1,201	56 1,201
自立訓練（機能）	身体障がい者を対象に、障がい者支援施設、サービス事業所、又は居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの必要な支援を行います。	0 0	0 0	0 0
自立訓練（生活）	知的障がい者又は精神障がい者を対象に、障がい者支援施設、サービス事業所、又は居宅を訪問し、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの必要な支援を行います。	5 82	6 98	5 82
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	3 52	3 52	3 52
就労継続支援（A型）	雇用型の就労や生産活動の機会の提供を行います。	7 126	8 144	9 161
就労継続支援（B型）	就労や生産活動の機会の提供を行います。	35 728	36 749	37 770
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	実人数（/月）		
		2	2	2
（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	実人数（/月）		
		人日分（/月）		
		8 44	8 44	8 44
		1 10	1 10	1 10

居住系サービス	内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		実人数（/月）		
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。	25	26	27
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	34	33	32

相談支援	内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		実人数		
地域移行支援	施設や病院から退所・退院する障がい者に対して、住居の確保、又その他の地域で生活に移行するための相談等の支援を行います。	3	3	3
地域定着支援	単身生活に移行した人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の支援を行います。	3	3	3
計画相談支援	サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス等利用計画を作成するものです。	実人数		
		回/年		
		136 340	134 336	133 335

## 地域生活支援事業

必須事業		内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業		障害者が直面する「社会的障壁」を除去するために、障害者への理解を深めるための研修・啓発を行います。			
自主的活動支援事業		ピアサポートや社会活動支援など、障害者、家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。			
相談支援事業	障がい者相談支援事業	障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。	(実施箇所数) 5	(実施箇所数) 5	(実施箇所数) 5
	基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図ることを目的とするものです。	(実施の有無) 有	(実施の有無) 有	(実施の有無) 有
	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援や、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。	(のべ件数) 1	(のべ件数) 1	(のべ件数) 1
成年後見制度利用支援事業		成年後見制度を利用するための申立て費用等について、必要な方に補助をする事業です。	(のべ件数) 1	(のべ件数) 1	(のべ件数) 1
成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。			
意思疎通支援事業	手話奉仕員派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や手話奉仕員の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。	(のべ回数) 54	(のべ回数) 54	(のべ回数) 54
	手話通訳者派遣事業		(のべ回数) 6	(のべ回数) 6	(のべ回数) 6
	手話通訳者設置事業		(設置人数) 0	(設置人数) 1	(設置人数) 1



必須事業		内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット等	(のべ件数) 4	(のべ件数) 4	(のべ件数) 4
	自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置等	(のべ件数) 8	(のべ件数) 8	(のべ件数) 8
	在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等	(のべ件数) 2	(のべ件数) 2	(のべ件数) 2
	情報意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具等	(のべ件数) 4	(のべ件数) 4	(のべ件数) 4
	排泄管理支援用具	ストーマ装具、その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品等	(のべ件数) 470	(のべ件数) 470	(のべ件数) 470
	住宅改修費	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	(のべ件数) 2	(のべ件数) 2	(のべ件数) 2
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。	(受講者数) 10	(受講者数) 10	(受講者数) 10	
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。	実利用者数 のべ時間			
		20 2,058	20 2,058	20 2,058	
地域活動支援センターⅠ型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発。	(実施箇所数) 1	(実施箇所数) 1	(実施箇所数) 1	
地域活動支援センター機能強化事業	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。	(実施の有無) 有	(実施の有無) 有	(実施の有無) 有	

### <障がい者生活支援センター一覧>

事業所名・法人名	センター所在地	備考
障がい者生活支援センター BASARA (特定非営利活動法人 嘉飯山ネットBASARA)	飯塚市吉原町 6 番 1 号 あいタウン 4 階	飯塚市・嘉麻市と 共同設置・運営
障がい者生活支援センターかさまつ (社会福祉法人 和光会)	飯塚市有安 959 番地 4 (笠松あんじゃ園内)	
障がい者相談支援センターたいよう (社会福祉法人 翼会)	嘉麻市下臼井 1012 番地 3 (つばさ学園内)	
障がい者生活支援センターさんあび (特定非営利活動法人いっぴく障害児者団体協議会)	飯塚市柏の森 956 番地 4	
生活相談センターフォスク (特定非営利活動法人ピース)	飯塚市口原 1061-6	

	実施形態	広域：桂川町、飯塚市、嘉麻市
地域活動支援センター	実施者	委託：NPO嘉飯山ネット BASARA 施設：地域活動支援センター izumi

任意事業	内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		実利用者数 のべ回数		
日常生活支援	訪問入浴支援	1 52	1 52	1 52
	日中一時支援	8 325	8 325	8 325
社会参加促進事業 【自動車運転免許取得・改造助成】	障がいのある人の社会参加の促進を目的として、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。	(のべ件数) 6	(のべ件数) 6	(のべ件数) 6
就業・就労支援 【更生訓練費給付】	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用して障がいのある人に対し、更生訓練費を支給します。	(のべ件数) 1	(のべ件数) 1	(のべ件数) 1

## 障がいのある子どもへの支援

通所支援	内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		実人数（/月） 人日分（/月）		
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。	8 102	9 115	10 128
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の他、治療を行います。	0 0	0 0	0 0
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。	6 46	7 54	8 61
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障害のある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	0 0	0 0	0 0

相談支援	内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		実人数 回/年		
障害児相談支援	障がいのある子どもが障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	14 42	16 48	18 54



# サービス利用支援体制の推進

## I. 制度・サービスに関する情報提供体制の充実

障害者総合支援法の基本理念を実現するためには、地域住民の理解及び協力を得ることが不可欠であり、第4期障がい福祉計画の推進を通して、障害者総合支援法の趣旨の普及・啓発を図ります。

また、制度や新しいサービス体系、地域生活支援事業の内容等について、広報等を活用し情報提供の充実を図ります。

## II. 人材の育成と資質の向上

障がい福祉サービスや相談支援が適切に実施されるよう、県等の関係機関と連携を図り、保健師等の行政職員の人材育成と確保に努めるとともに、相談支援従事者等のサービスの提供に関わる人材の育成及び資質の向上に努めます。

## III. 地域資源の有効活用

障がい者諸団体やボランティア団体、NPO法人（特定非営利活動法人）等に対し自主的・積極的な活動を促進するとともに、協力体制を築き、障がいのある人を地域で支える体制づくりを推進します。

## IV. 事業者の参入促進

利用者のニーズに対応できるよう、事業者に対する情報提供等により、参入促進を図ります。

## 桂川町 第4期障がい福祉計画 概要版



古代くん 未来ちゃん

平成27年3月 発行：桂川町 健康福祉課

〒820-0693 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居361番地  
電話 (0948) 65-0001 / F A X (0948) 65-0078  
e-mail fukushi@town.keisen.lg.jp



古代くん 未来ちゃん